

A4-0 前面道路の関係

前面道路が都道府県道として、何某と並んで並びられることになっており、そのつもりで計画し、工事を進めていたところ、開発方面から「A」というのは道路中心線からの距離である」とのアピールをうけ、一方ならずあわてた。結果として当初の計画通りでよかったです。だが、その間ににおける開発者の心は一矢ならず。

建設省の判断を主とするいわゆる両米制になつてから、個人の生産が幅を利かしだせいか、こうした解釈の相違にもとづくトラブルが出てきた。

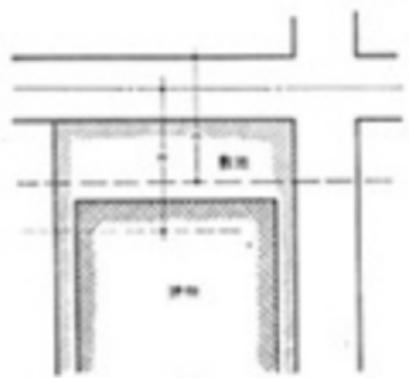
前面地盤が台帳ではモーとあり、それで計画したら実際はモーもあり、道路がモーだけ敷地に伸びこむ結果となつた。A1-2で説明したものと同様ともいえるケースである。建築主からの敷地間を隔てて使用してかかるのは危い。専用の実測ができる場合はやむを行ないが、そうでなければ敷地で大よその実測ぐらいはしておきたい。

A4-1 法規等に制限された諸例

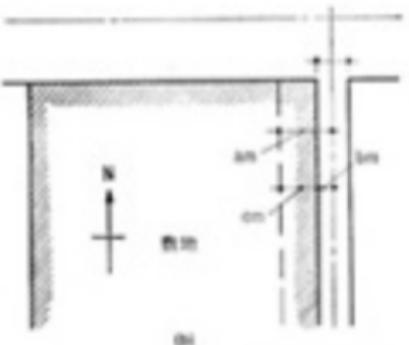
(1)道路幅、避難階段、出入口の位置などで法規に抵触するところがかなりあり、竣工検査の際、開発官庁から手直しを命ぜられることがある。これにはいろいろ事情もあり、とくに地方条例の解釈の仕方をめぐるトラブルがよくある。

新規設立の避難用の内閣保が、設計では片方だけアチェックとなっていたが、当時官庁の横浜で両方の間に取付けた。

0.5mの狭い狭間で、2階の浴室の床面積が 200m²以下であったので、階段を 1ヶ所にした。竣工後、労基局の検査で、15人以上宿泊する所は階段 2ヶ所以上という規定に違反するといわれ、改善した。建物によっては、建築基準法以外の法規の制約をうける。病院、事業所、共同施設、貯蔵物置場、同居所等など、また専化病の請求については、保健所で別の規則を作っている。



(a)



(b)

